

## 議案第42号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

#### 1 和解の相手方

##### (1) 佐倉市

個人

##### (2) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68

佐川急便株式会社

代表取締役社長 笹森 公彰

#### 2 損害賠償の額及び和解の内容

(1) 市は、相手方に対し、損害賠償金として1,386,418円を支払う。

(2) 本和解条項に定めるもののほか、本件に関し市と相手方との間には、債権債務の関係が一切存在しないことを確認する。

#### 3 経緯

令和7年7月5日、相手方(1)が運転し、相手方(2)が所有する車両が市の管理する道路を走行中、横断側溝を通過した際に側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、同車両のマフラーその他車体底部が破損した。

令和7年9月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五